

食物アレルギー対応給食事務要領

古川国府給食センター

〒509-4111

岐阜県高山市国府町山本61番地10

TEL 0577-72-6015

FAX 0577-72-5220

e-mail f.k.kyuushoku@hidatakayama.ne.jp

【 目 次 】

1. 食物アレルギー対応給食実施計画	2、3
2. 食物アレルギー対応給食を希望する方に準備していただく事項	3
3. 食物アレルギー対応給食の実施にむけての事務手続き	4
4. 毎日、毎月の食物アレルギー対応給食にかかる事務手続き	5
5. 食物アレルギー対応給食の実施フローチャート	6
6. 様式集	
別紙様式1-1 食物アレルギー問診票（新入生用）	7
別紙様式1-2 食物アレルギー問診表（在校生用）	8
別紙様式2-1 食物アレルギー対応給食依頼書	9
別紙様式2-2 食物アレルギー対応中止依頼書	10
別紙様式3-1 食物アレルギー対応給食確認表（学校用）	11
別紙様式3-2 食物アレルギー対応給食確認表（個人用）	12
別紙様式4 献立表	13
別紙様式5 食材明細表	14
別紙様式6 加工品明細書	15
別紙様式7 保護者あて文書配付用専用封筒	16

【 参考資料 】

「食に関する指導の手引き」（平成22年3月 文部科学省）

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月 日本学校保健会）

抜粋

1. 令和○年度食物アレルギー対応給食実施計画

(1) 食物アレルギー対応給食の実施にあたっての基本方針

① 医師の診断や指示に基づき給食対応を行います。

- ・食物アレルギーにより給食の対応が必要なお子さんは、学校生活管理指導表の提出をお願いします。
医師の診断があった場合のみ対応します。別紙 1 の給食で使用する食品リストを確認し、食べたことがないものは、医師の診断を受けてください。(毎年 1 回は医師の診断を受けていただきます。)

② 安全を最優先し、過度に複雑な対応は行いません。

- ・安全な対応を考え、施設設備や調理の対応が可能な範囲で提供します。
- ・代替食や除去食の対応ができない場合は弁当（一部持参）をお願いします。

誤食事故の防止の観点から、給食センターで行う除去・代替食を完全除去対応にします。原因食品が含まれるものはすべて除去及び代替対応となります。(少量を含む加工品や家庭で食べられているものについても、医師による指示のある食品は安全性を考慮し、すべて除去、代替とします。)

◆代替食または除去食の対応が可能なもの

以下の原因食品については給食の対応をします。

- 卵、卵製品、うずら卵
- 牛乳、乳製品
- ごま
- ピーナッツ
- 種実類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ）
- 魚（練り製品、かつお節、ツナ、しらす干しは対応不可）
- えび、かに、いか
- 原因食品が含まれる米飯料理（ピラフ、炊き込みご飯等は対応不可）
- 原因食品が含まれる和え物

◆代替食・除去食の対応ができないもの（弁当及び一部弁当をお願いする場合）

- 調味料、だし、添加物などが原因食品となる場合
 - ・ごま油、しょうゆ、みそ、煮干し、削り節、風味調味料等
- コンタミネーション（※）の可能性がある食物が原因食品となる場合
 - ・魚の体内に混入するエビやカニ、製造ラインの洗浄後に微量に残る原因食品等
- 加工食品の原材料の欄外表示がある場合についても除去が必要になる場合
 - ・「本製造工場では○○を含む食品を製造しています。」などの表示のある加工品
- 調理器具の共用ができない場合
- ベーコンやハムに含まれる 1 %以下の原因食品
- 野菜、果物が原因食品となる場合
- 大豆、里芋、たこ、貝類は現在のところ対応していません。
- 小麦、小麦粉製品、パン（小麦）、麺類の代替
- 揚げ物用油の共用ができない場合

(給食センターで使用する油は米ぬか油です。数回繰り返し使用します。)

※そば、えごまについては、現在のところ、給食では使用していません。

2. 食物アレルギー対応給食を希望する方に準備していただく事項

(1) 提出書類

- ア. 食物アレルギー問診表 (別紙様式 1-1、1-2)
- イ. 学校生活管理指導表の写し (対応給食希望日前の 3 か月以内に発行されたもの)

(2) 提出時期及び提出先

- ア. 年度途中の新規の方

提出時期 随 時

提出先 小中学校を通して、給食センターへ

- イ. 前年度に引続き対応を希望の方

提出時期 令和○年 3 月 初旬

提出先 小中学校を通して、給食センターへ提出

- ウ. 令和 5 年度新入学児童・生徒

提出時期 令和○年 3 月 中旬

提出先 小中学校を通して、給食センターへ提出

(3) その他

- ・ 成長期の児童・生徒にとって、身体等の状態変化は予想以上に大きなものです。必ず、対応給食希望日前の 3 か月以内に医療機関に受診してください。
- ・ 対応内容は、変更の無い場合でも一年更新とさせていただきます。

3. 食物アレルギー対応給食の実施にむけての事務手続き

(1) 食物アレルギー対応給食の実施にむけて

- I. 提出された「食物アレルギー問診票」及び「学校生活管理指導表」により、学校、保護者及び給食センターとの三者面談を実施し、児童・生徒の食物アレルギー対応の内容を具体的に決定します。
- II. 三者面談により決定した児童・生徒の食物アレルギー対応の内容等を書面（「食物アレルギー対応給食依頼書」別紙様式2-1）にして、給食センターから小中学校を通じて、保護者の方に送付しますので、保護者（家庭）でよく確認をしていただき、送付した「食物アレルギー対応給食依頼書」に署名押印のうえ学級担任に提出してください。
- III. 保護者から提出された「食物アレルギー対応給食依頼書」が小中学校を通じて、給食センターに届いた時から食物アレルギー対応給食を実施します。

(2) 具体的な食物アレルギー対応給食の実施内容

<給食センターでの対応>

給食センターでは、対応一覧の内容に従い、次の2通りの方法で対応します。

I. 除去食の提供

食物アレルギー原因食材を、給食センターで除去して調理したものを、通常のクラス食缶とは別に提供します。除去食及びコンテナには、個人名、除去内容を記載した付箋を貼って出します。

II. 代替食の提供

食物アレルギー原因食材が、給食センターで取り除くことが不可能な料理は、代替りの食材を通常のクラス食缶とは別に提供します。代替食及びコンテナには、個人名と代替食名を記載した付箋を貼って出します。

<学校での対応>

学校では、給食センターが配布したアレルギー対応一覧と家庭より提出された確認票により、当日の対応内容を確認します。持参した児童生徒の弁当は職員室で安全に注意し、給食時間まで保管します。

学級担任は、アレルギー対応一覧個人票と家庭から提出された献立表（対応内容に印のあるもの）を確認し、確実に児童生徒にアレルギー対応食が届くようにします。

(3) 食物アレルギー対応給食の実施にかかるお願い

- ア. 食物アレルギーの内容（症状）によっては、食物アレルギー対応給食の実施ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- イ. 学校給食で使用する食材は、安全でなるべく自然の食材を選定しておりますが、基本的には、市販のものと大差はありません。また、食物アレルギー対応給食のために特別に加工された食品も使用していません。
- ウ. 除去食、代替食の場合は栄養的、外観的に十分な料理ができない場合が多いので、栄養面の補足のため自宅（家庭）から代替食を持参する等、家庭の協力をお願いします。
- エ. 食材の仕入れ状況等により代替食等が、当初予定と変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。（この場合は、事前に連絡します。）

4. 毎日、毎月の食物アレルギー対応給食にかかる事務手続き

(1) 毎日の事務手続き

各小中学校あてに送付してある「食物アレルギー対応給食確認表」(別紙様式3-1)により給食センターから配食された食物アレルギー対応給食を確認してください。確認ができたなら「食物アレルギー対応給食確認表」に確認チェックをしてください。何かあれば、給食センターへ連絡してください。

☆アレルギー対応給食が正確に届いていますか？余分なもの、不足のものはありますか？

☆本人のところに確実に届いていますか？

☆持参の場合は、職員室で管理できていますか？

(2) 毎月の事務手続き

毎月下旬頃、各小中学校あてに送付された下記書類を確認してください。

ア. 学校へ配布

①食物アレルギー対応確認表(学校用)(別紙様式3-1)

給食主任等総括責任者の方の確認に使用してください。

②食物アレルギー対応確認表(個人用)(別紙様式3-2)

学級担任の毎日の確認に使用してください。

③献立表(別紙様式4)

④食材明細表(別紙様式5):その月に使用する食材が記載されています。

⑤加工品明細書(別紙様式6):その月に使用する加工品の原材料が記載されています。

イ. 保護者へ配布(専用封筒(別紙様式7)に入っています)

①食物アレルギー対応確認表(個人用)(別紙様式3-2)

②献立表(別紙様式4):保護者に「除去」「代替」「持参」等の記入をしていただき、学級での確認に使用してください。

③食材明細表(別紙様式5)

④加工品明細書(別紙様式6)

⑤食物アレルギー対応確認返信用紙:保護者に記入いただき、学校で確認後、センターへ返送してください。(変更事項がある場合はすみやかに連絡をお願いします)

※保護者より⑤と封筒が戻ってきましたら(封筒の保護者欄に印があることを確認してください。)

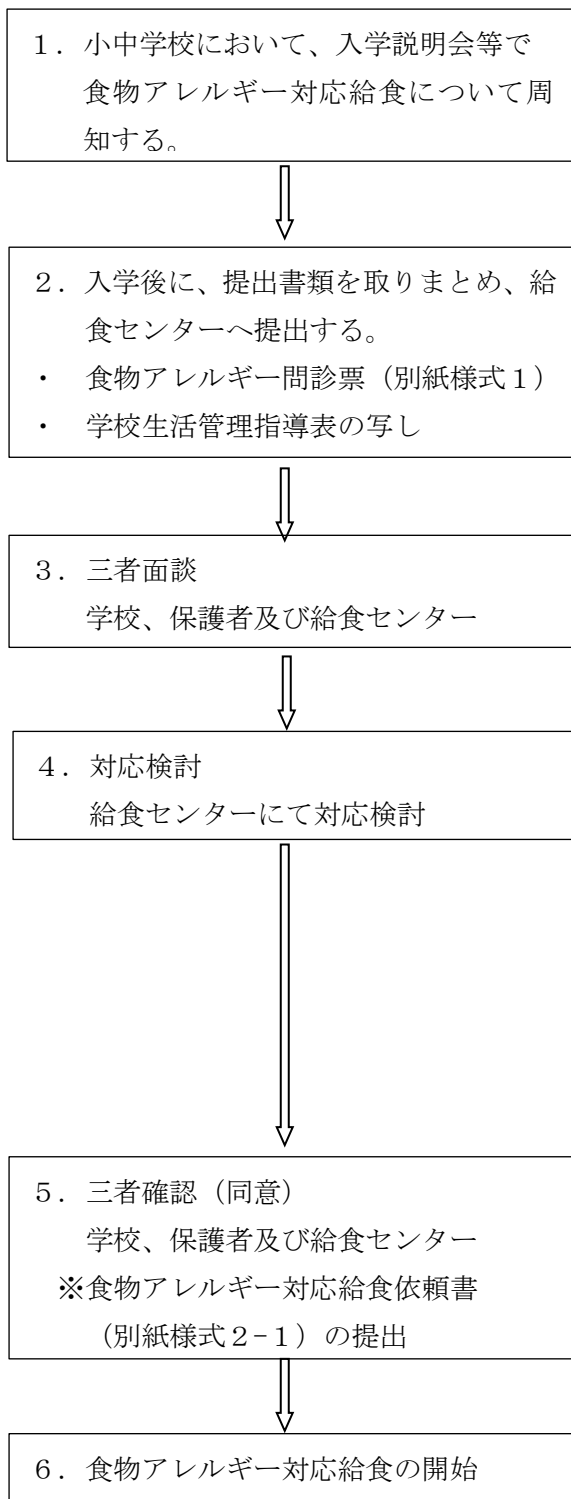
担任の印を押していただき、給食センターへ返送してください。

★注意事項

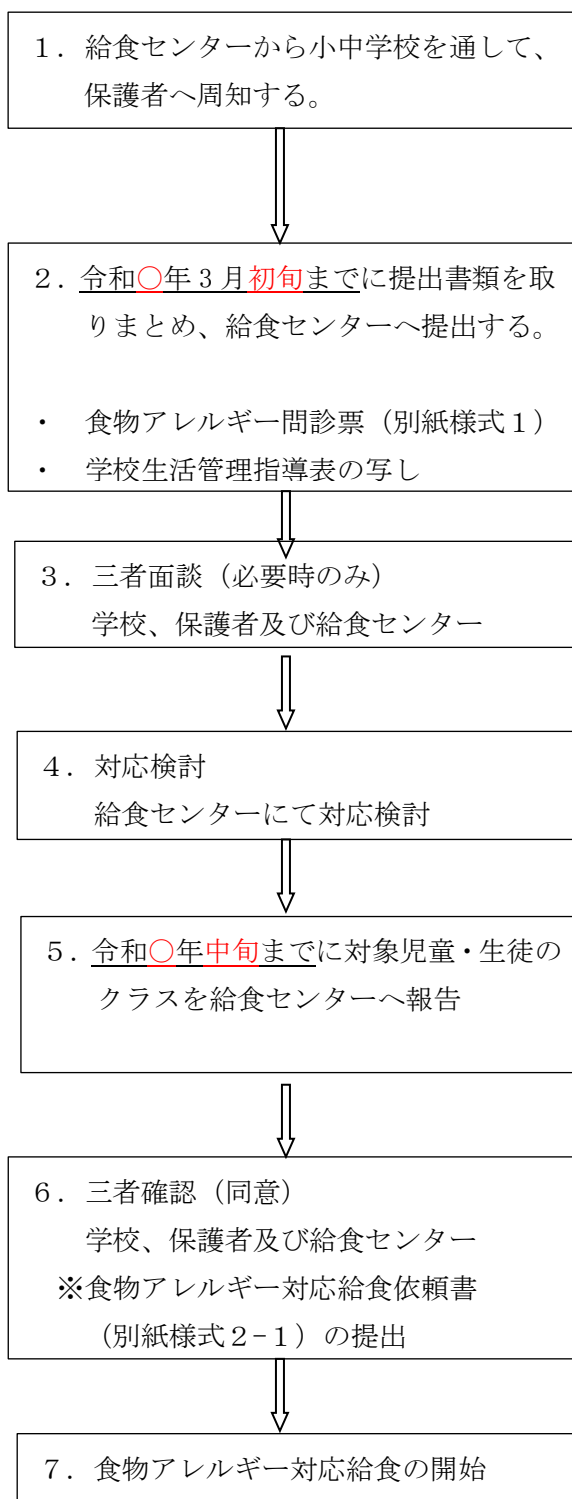
1. 食物アレルギーをもつ児童・生徒のうち、各自で除去対応・家庭から持参する児童・生徒がいます。学級担任の方は、保護者及び給食主任等と連携を密にして、児童・生徒が自分でアレルギー食材を除去したかどうか(家庭からの持参があるか)、各学級での確認を確実に行ってください。
2. 保護者の方から学校に食物アレルギーに関する変更等連絡があった場合は、すみやかに給食センターにその内容を連絡してください。(※情報を共有し、事故防止につなげるため)
3. アレルギー対応給食の実施には、それぞれの立場の人の連携が必要です。担任の方が欠席の場合等の連携体制の確立を学校で取り決めてください。

5. 食物アレルギー対応給食の実施フローチャート

(1) 新規の方



(2) 前年度に引き続きの方



※4月の対応内容は、前年度の3月にお知らせしていることから前年度の対応内容とします。

5月より新しい対応内容の開始とさせていただきます。